

# 一般社団法人日本障害者カヌー協会 コンプライアンス規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)のコンプライアンスに関する取扱いについて必要な事項を定め、もって本会におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本会における事業活動の全てに適用する。

2 この規程は、本会の全ての役員及び会員に対して適用する。

### (定義)

第3条 この規程に定めるコンプライアンスとは、本会の事業活動が法令、通達、定款及び本会内規程等並びに社会一般の規範(以下「法令等」という。)について遵守していることをいう。

## 第2章 コンプライアンスへの取組み

### (会長の責務)

第4条 会長は、この規程の目的を達成するため、コンプライアンスを本会運営の基本方針の1つとし、コンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努めるものとする。

### (役員及び会員の義務)

第5条 全ての役員及び会員は、この規程の目的を踏まえ、法令等を遵守し、自らの職務に努めるものとする。

2 全ての役員及び会員は、自らの職務を務めるに当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為。
- (2) 他の役員又は会員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要。
- (3) 他の役員又は会員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認。
- (4) 他の役員又は会員若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾。
- (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為。
- (6) 人種差別及びセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント行為及びドーピング等の薬物乱用などの行為。
- (7) 官民間問わず汚職や賄賂などの禁止。

- (8) 本会内で知りえる顧客並びに本会の機密情報を第三者に漏洩する行為。
- (9) 役員または会員は、補助金助成金等の経理処理に関し、補助基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- (10) 役員または会員は、自らの社会的立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 3 前項各号に掲げる行為を行った役員及び会員については、本会規則等に基づく処分が課されるものとする。

#### (通報)

第6条 全ての役員及び会員は、前条第2項の行為を行う、又は行うおそれのある者を発見したときは、速やかにその旨を通報するものとする。

2 前項の通報先、通報の方法は会長あるいは総務経理担当者にその内容を通報する。また、通報者は一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。

### 第3章 コンプライアンスの推進

#### (コンプライアンス体制)

第7条 本会におけるコンプライアンスの取組み(事項に掲げるものを除く。)については、この規定の実効性を確保するために必要であるときは、理事会の決議により、第9条のコンプライアンス推進委員会を設置しこの規定の遵守状況を監視することが出来る。

2 本会におけるコンプライアンスの取組みのうち、重要事項の決定については、理事会が行うこととする。

#### (理事会の決議)

第8条 前条第2項の規定に基づき理事会が決定することとされている重要事項は、以下に掲げるものとする。

- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃。
- (2) コンプライアンス体制に関する本会内組織の設置、変更及び廃止。
- (3) コンプライアンス推進委員会への監督及び指導。
- (4) その他コンプライアンス推進委員会からの付議事項に関する決定。

#### (コンプライアンス推進委員会)

第9条 コンプライアンス推進委員会(以下「委員会」という。)は、理事会の直属機関としてこれを設置することができる。

2 委員会は、理事会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員(以下「委員」という。)により構成する。

3 委員会の委員長は、会長とする。

4 委員会は、1年に1回開催することとする。ただし、以下のいずれかの場合にあっては、委員長の決定により随時開催ができるものとする。

- (1) 委員長が必要と認めた場合。
- (2) 委員から委員会の開催の求めがあった場合。

5 委員長は、前項の委員会の閉会后、速やかに当該議事の内容を理事会に報告するものとする。

(委員会の権限)

第10条 委員会は、第7条第1項の規定に基づき、以下の事項を行うものとする。

- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃に関する理事会への付議。
- (2) この規程及びコンプライアンスに関する規程の施行に当たり必要となるガイドライン、マニュアル等の通知等の作成。
- (3) 本会内全体のコンプライアンス教育の計画、管理、実施及び見直し。
- (4) その他委員会において必要とされる事項。
  - 2 前項各号に掲げる事項を行うに当たっては、委員会の決議を経た上で行うものとする。
  - 3 前項の決議を経るに当たり、疑義が生じた事項については、理事会に付議を求めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 23 日より施行する。